

V [森林地域関係]

1 林地開発許可制度

令和7年4月1日現在

根 拠 法 令	森林法(第10条の2)	担当課 担当係	森林環境課 森林保全係 0742-27-7475
制度の概要	地域森林計画対象民有林において、一定の面積を超える開発行為をしようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。		
目 的	国民生活及び地域社会において森林が果たす役割の重要性を考慮して、森林が有する多面的機能の維持を図る観点から森林での開発行為を行う場合には、森林の有する機能を阻害しないよう適正に行われるよう規制し、もって森林の適正な利用を確保することを目的とする。		
対 象 地 域	地域森林計画対象民有林（保安林及び保安施設地区区域内の森林を除く）		
規 制 内 容	1 地域森林計画対象民有林とは 森林・林業基本計画に即して国が定める「全国森林計画」に即し、知事が5年ごとに10年を1期とする民有林の区域の森林整備の目標等を定めた「地域森林計画」の対象となる民有林をいう。 2 許可が必要な開発行為とは 土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、その規模が1㍍（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5㍍）を超えるものと幅員（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）が3mを超える道路の新設又は改築を目的とする行為で、1㍍を超えるのものをいう。 また、次のような場合には許可が必要となる。 （1）共同で開発する場合 森林所有者等が共同で開発を行う場合、各人の開発する森林面積が1㍍以下でも、全体の開発面積が1㍍を超える場合 （太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5㍍） （2）数年にわたり開発する場合 数年にわたり開発を行う場合、各年の開発面積が1㍍以下でも、最終的な開発面積が1㍍を超える場合 （太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5㍍）		
許 可 等 の 基 準	林地開発許可は、当該開発をする森林の現に有する各機能から判断して、次のいずれにも該当しないと認められる場合に許可される。 （1）災害防止機能の観点から、開発により当該森林の周辺地域において、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。 （2）水害防止機能の観点から、開発により当該機能に依存する地域において、水害を発生させるおそれがあること。 （3）水源涵養機能の観点から、開発により当該機能に依存する地域において、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。 （4）環境保全機能の観点から、開発により当該森林の周辺地域において、環境を著しく悪化させるおそれがあること。		

手続のフロー図

森林法の規定による林地開発許可申請

